

令和2年度 第3回三重地方最低賃金審議会議事録

- 1 開催日時 令和2年7月30日（木） 11時05分～11時45分
- 2 開催場所 津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎 地下共用会議室
- 3 出席委員
公益代表 藤本 真理 真伏 利典 三好 正人 八木 規夫 安井 広伸
労働者代表 太田 美子 加鹿 康夫 鈴木 基生 高津 健一 田所 伸吾
使用者代表 遠藤修一郎 栗須百合香 西場 康弘 宮路 元美

4 議題

- (1) 令和2年度地域別最低賃金額改定を目安の伝達について
- (2) その他（意見書について）

5 開 会 (指導官)

定刻を少し過ぎましたが、只今から令和2年度第3回三重地方最低賃金審議会を開催させていただきます。

では、まず出席委員の確認について、最低賃金審議会令第5条第2項に規定されております定足数についてですが、15名の委員の内、別所委員からご欠席のご連絡を頂戴しております。

従いまして、14名の出席により、定足数について、これを満たしており、有効に成立していることをご報告させていただきます。

また、本日の審議会は三重地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項の規定により公開対象であり、公開の場合の事務処理要領に基づく公示を行ないましたところ、傍聴申込があり、机等を廊下に一時撤去して隣同士の間隔を空け、7名の傍聴を認めておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、開会にあたりまして三重労働局長から、ご挨拶を申し上げます。

(局長)

皆様、おはようございます。

(皆)

おはようございます。

(局長)

三重労働局長の西田でございます。

本日は、梅雨がなかなか明けない蒸し暑い中、また、新型コロナウイルス感染が再拡大です。三重県も10人台ということになりましたわけですが、委員の皆様方にはご多忙中にも関わらず、第3回三重地方最低賃金審議会にご出席賜り、誠にありがとうございます。

毎年、この暑い最中にですね、これから暑くなるわけですが、ご審議をいただく委員の先生方には、本当に大変ご苦勞をお掛けしており、最低賃金審議会の円滑な運営に多大なご協力を賜っておりますことに、改めまして厚く御礼申し上げます。

とりわけ、本年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済・社会等情勢が著しく例年とは違う様相になっている中、一層のご苦勞をおかけいたしますがよろしく願いいたします。

本日が事実上のスタートラインということになるのかもしれませんが、三重県最低賃金の改正につきましては、先般、7月16日の第2回審議会において諮問させていただいたところでございます。

本日は、7月22日に中央最低賃金審議会から厚生労働大臣宛て答申がありました「最低賃金額改定の目安」の傳達をさせていただくこととしております。

令和2年度地域別最低賃金改定の目安につきましては、後ほど、室長より詳細について説明いたします。概要としましては、「その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。」という内容で、公益委員見解及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告を地方最低賃金審議会に提示するものとするという形の扱いになっております。

公益委員見解におきまして、「令和2年度地域別最低賃金額については、新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用・労働者の生活への影響、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況、今後の感染症の動向の不透明さ、こうした中でも雇用の維持が最優先であること等を踏まえ、賃金引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当との結論を下すに至った。目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、上記見解を十分に参酌し、地域の経済・雇用の実態を見極め、地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ、適切な審議が行われることを希望する。」という結果でまとめられたところでございます。

本審議会におかれましては、中賃で示されましたこの公益委員見解及び小委員会報告を十分に参酌いただき、三重県におけます経済・雇用の実態も見定めていただいたうえ、有意義で慎重かつご闊達なご審議をいただければと思いますので、よろしく申し上げます。

おそらく、この週末梅雨明けとなり、熱い議論となることが予想されるところでございます。労働局としましては、例年に増して迅速・運営をきちんとしますと共に、今、コロナ禍の中、三密回避はもちろんのこと、暑くなりますのでエアコンを

使いながら熱中症予防にも努めつつ、難しいわけですが、労働環境をきちんとしっかり静観しながら運営をしてまいりたいと思っております。

簡単ではございますが、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

(指導官)

それでは、これより議事に入りますが、議事進行は運営規程により会長に行ってくださいことになっておりますので、安井会長、よろしくお願ひいたします。

6 議 事

(会 長)

委員の皆様には、本日ご多用の中、本審議会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

最近の話題といたしましては、どうしてもコロナの話題につきてしまうかと思っておりますが、一時期少し落ち着いてきたのかなと思ったところ、ここにきてまた急拡大というような状況になってまいりました。全国でも、昨日は、1,200名を超えるような新規感染者でございましたし、当地、三重県におきましても10名の感染者が出たという報道を聞いております。非常に厳しい中、この審議会をしていかななくてはならないという苦しさがございます。当地、三重県の感染状況を見てみますと、名古屋由来、大阪由来、東京由来というような都市圏からの訪問者・往来が原因となっているようです。経済というのは、動かないと経済は活性化いたしません。逆に動くと感染者が広まっていくと、非常に難しい状況の中で一番大切なのは、経済を維持する及び感染を阻止するバランスじゃないかと思っております。この審議会におきましても、それぞれの意見がございますでしょうけれども、バランスを取って審議を進めて参りたいと思っております。

また、局長のご挨拶にもありましたけれども、感染症対策にも十分対応しながら、進めて参りたいと思っておりますので、皆様のご理解ご協力をよろしくお願ひいたします。

それでは、令和2年度第3回三重地方最低賃金審議会を開催させていただきます。

議事に入ります前に本日の議事録署名委員の指名をさせていただきます。

労側は 鈴木委員、

使側は 遠藤委員

にお願いいたします。よろしくお願ひします。

(1) 令和2年度地域別最低賃金額改定の目安の伝達について

(会 長)

それでは、議題に基づきまして、「令和2年度地域別最低賃金額改定の目安の伝達」について、事務局の方から説明をお願いします。

(室 長)

それでは、私の方から説明させていただきます。

6月26日の諮問に対して、7月22日に中央最低賃金審議会会長から厚生労働大臣宛てに「令和2年度地域別最低賃金額改定の目安」について、答申がありましたので、その概要を、お手元の資料に基づいて説明させていただきます。

資料1に付けさせて戴いております。

まず、答申について、読み上げさせていただきます。

(室長、答申について読み上げ)

引き続きまして、次の「別紙1」をご覧ください。

別紙1は、令和2年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解ということになっております。

「1 令和2年度地域別最低賃金額については、新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用・労働者の生活への影響、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況、今後の感染症の動向の不透明さ、こうした中でも雇用の維持が最優先であること等を踏まえ、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当との結論を下すに至った。

目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、上記見解を十分に参酌し、地域の経済・雇用の実態を見極め、地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ、適切な審議が行われることを希望する。」とされ、以下2にその理由が記載されております。

次に、別紙2「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告」を見ていただきたいと思っております。

「労働者側見解と使用者側見解との労使の意見の隔たりが大きく、遺憾ながら目安を定めるに至らなかった。」との報告になっております。

項目としまして、5項目上がっているところでございます。

「1 はじめに」では、十分審議を尽くしたこと。「2」には労働者側見解が、「3」には使用者側見解が、「4」には、労使の意見の隔たりが大きく、目安を定めるに至らなかったことが、「5」には公益委員見解及びその取扱いがそれぞれ示されているところでございます。

これをすべて読み上げていますと時間が長くなりますので、恐れ入りますが、お手元でご確認いただければと思っております。

よろしく願いいたします。

以上が目安の伝達概要となります。

引き続きまして、資料2についてご説明をさせていただきます。

資料2をご覧ください。

資料2は、常用労働者数が30人未満の企業に属し、1年以上継続して事業を営んでいる事業所を対象として、今年の6月分(見込み額)について調査した「令和2

年賃金改定状況調査結果」です。

一般的な統計調査においては、調査の締切までに得られた回答全てを集計することが通常ですが、平成30年調査までは、審議会の議論に使うことを優先し、あらかじめ審議会から求められていた集計事業所数である4,000事業所、産業割合、事業所規模割合で集計していました。

めくっていただいて、2ページ目に書かれておりますとおり、令和2年調査における標本設計が見直され、産業別、事業所規模別の調査対象事業所数を母集団事業所数に比例した配分とするよう変更されております。令和元年調査との新旧対照表が左右で表示されております。

次のページから、三重県が該当するBランクのところを見ていただくこととなります。

また、賃金改定状況調査結果につきましては、第1表の方では「賃金改定実施状況別事業所割合」ということで、Bランクの産業計を見ますと「賃金改定を実施しない事業所」が、昨年度は30.0%でしたが、41.0%に増加しております。

「1～6月に賃金引上げを実施した事業所」は41.0%。「1～6月に賃金引下げを実施した事業所」は1.5%。「7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所」は16.5%でした。

次に、第2表が「事業所の平均賃金改定率」ということで、Bランクを見ていただきますと産業計で2.5%となっています。昨年度は2.6%でした。

次のページの第3表が「事業所の賃金引き上げ率の分布の特性値」でございます。

そして、めくっていただいて第4表「一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率」についてでございますが、①が男女別、②が一般とパート別という形になっております。

①の方を見ていただいて、左上の方の賃金上昇率、産業計、男女計では、Bランクのところを見ていただきますと、昨年令和元年が0.8%、今年が0.4%と大幅に縮小しております。

後の資料7に示させて頂いております連合や経団連の令和2年の春季賃上げ妥結状況を見ましても、賃金上昇率は前年と比較して縮小していることが伺えます。資料7は、また後でご説明をさせていただきます。

次に、②一般とパート別になりますが、昨年と比較して一般も、パートも上昇率が縮小しております。

また、Bランクのみを見ても①表も②表も「学術研究、専門・技術サービス業」においては、賃金上昇率がマイナスとなっています。

①表も②表も「製造業」の内、Bランク男、②表の「その他のサービス業」の内、Bランク女が、同じくマイナスとなっています。

調査事業所数は全ランクで、15,641事業所。Bランクとしては、3,306事業所
集計事業所数は全ランクで、4,796事業所。Bランクとしては、1,068事業所でした。集計労働者は30,527人という結果になっております。

続きまして、資料3をご覧ください。

資料3は、生活保護と最低賃金に関する資料となっています。

三重県のところを赤枠ラインマークで囲っておりますので、ご確認ください。

2ページのもので、令和元年度最低賃金改定額反映版で、上の菱形◇の折れ線グラフが最低賃金を、下の三角△の折れ線グラフが生活保護を表しており、各県とも最低賃金が生活保護の金額を上回っているということでございます。

3ページの三重県の行のラインマークしてありますところの「最新の乖離額^{かいり}」を見ていただきますと、222円ということで、これは最低賃金のほうが生活保護水準より時間額で222円上回っているということでございます。

次に、資料4をご覧ください。

資料4は、地域別最低賃金額、影響率及び未満率に関する資料となっています。

同じく、Bランク若しくは三重県のところを太枠で囲っています。昨年度までの数字となっています。令和元年度は未満率で1.7%、影響率で14.2%というのがBランクの平均です。

めくっていただいて、2ページですが、下の方の注意書きにありますように「令和元年最低賃金に関する基礎調査」の事業場規模30人未満（製造業等は1,000人未満）を対象としたもので、昨年度（令和元年度）の三重の場合、未満率で2.4%、影響率で18.2%でございました。

平成30年度は、未満率で2.4%、影響率で18.0%でした。

3ページは7月に実施した賃金構造基本統計調査によるもので、規模5人以上の民営事業所を対象としたもので、これも令和元年度のもので未満率は2.5%、影響率が6.6%となっております。

平成30年度は、未満率で1.3%、影響率で3.7%でございました。

次の資料5をご覧ください。

資料5は賃金分布に関する資料といたしまして、左側平成30年及び右側令和元年の賃金構造基本統計調査の結果に基づき、グラフで示させて頂いたものでございます。

次の資料6には、三重県最低賃金の推移を参考として付けさせて頂いております。

昭和47年からの分でございます。

次の資料7には、連合三重様よりいただきました「2020春季生活闘争第3次（最終）回答・妥結結果報告について」を付けさせて頂きました。

また、後ろが、本省資料による春季賃上げ妥結状況もご参考に付けさせて頂いております。

最後、赤いインデックス、参考資料といたしまして、「第2回目安に関する小委員会における委員からの追加要望資料」ということで、中賃の追加要望資料も付けさせて頂いております。

以上で資料等の説明ということにさせていただきます。

これからのご審議の参考としていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

(会 長)

はい、ありがとうございます。沢山の資料の説明を頂きました。

委員の皆様には、既に報道等でご存じのことと思いますが、先ほど来、局長のご挨拶や説明にもございましたけれども、令和 2 年度地域別最低賃金改定の目安につきましては、引き上げ額の目安を示すのは困難であり、現行水準を維持することが適当という意見が出されたということでございます。我々といたしましては、参考にしながら三重県の経済・雇用等の実態を見極めつつ慎重な審議を行っていきたいと思っています。

ただ、従来から三重県におけます審議会におきましては、いわゆる「三重県らしさ」というものにこだわって進めてきて頂きました。今年もそれを是非踏襲をして三重県としての審議会を進めて参りたいと思いますので、是非、皆様方には、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

只今の資料のご説明についてご質問等ございませんでしょうか。なにぶん沢山の資料ですので、また追ってご質問等ございましたら受け賜りたいと思います。

これから令和 2 年度最低賃金につきましては、今後、専門部会等で論議していただくわけですが、それに先立ちまして、この場で労使のご意見ご発言がございましたら受け賜りたいと思います。

いかがでしょうか。

西場委員。

(西場委員)

使側でございますが、まず、7月の10日から7月の22日までですか、中賃の方で5回に亘って、しかも33時間に及ぶ審議が繰り返され、目安額が示されなかったということは非常に残念ではございます。

本日から三重の審議会5日間ですか、ということで、目安の無いなか、目標の無いなか、異例の審議会になるわけでございます。我々企業側といたしましても、地域、産業別で違いがみられるものの、コロナに関する影響というのが相当な範囲で広がっているのが現実でございます。経済と雇用への影響というのがかなり出てくるのではないかと。このような中で、審議会を我々行っていくわけですが、我々の一番の基本というか、まず、雇用の維持、そして事業継続。雇用維持につきましては、雇用調整助成金。そして、事業継続につきましては、持続化給付金、その他さまざまな融資制度、これらを使っているわけですが、企業経営の難しさというのを我々は主張をして参りたいなと思っております。

あと、これまで、使側といたしまして、全会一致というのを心がけて参りました。ここ4・5年、24円、25円、26円、27円と、我々本当に厳しいながらも協力をしてやってきたわけでございますが、今年はまた違う背景という形で、労使が相互理解

の上に立って協力をし、ひとつのものを見出していきたいと思っておりますので、よろしく願いしたなど思っております。使側から以上でございます。

(会 長)

はい、ありがとうございました。

(太田委員)

労働側からということで私のほうから申し上げたいと思います。

(会 長)

太田委員どうぞ。

(太田委員)

先程、西場委員のほうからおっしゃられた中賃の審議の状況ですね。大変長時間にわたって結審に向けて、なかなか数字的には出ませんでしたけれども、公益の見解が出たということを受け止めながら、労働側といたしましては、昨年からも願っている通り、新型コロナウイルス感染症が拡大をしているなかで、労働者の方ですね、かなり生活が困窮をしている。今、経済とか雇用への影響も大きく出ていて、中小企業、小規模事業者の置かれている厳しい状況もありながらもということで。平成 29 年の 3 月働き方改革実現会議で決定をされました年率 3%程度を目途に引き上げていくと、その方向で変わりはないとこちらは思っております。そういうことから考えて、前も申し上げておりますが、労働側として、誰がどこで働いても 1,000 円を目指していくという風に考えておりますが、たとえ 1,000 円であっても年間 2,000 時間としても年収 200 万円、到底生活できるとは思っておりませんので、まずは 1,000 円を目指しております。

ご存じだとは思いますが、日本の最低賃金の水準は、先進国の中でかなり遅れを取っております。最低賃金近傍で働く人たちは、取り巻いている環境が変わっておりますが、時間単価にかける思いは、いつになく高まっていると考えておりますので、そういう点も主張していきたいと思っております。

労働者の人口が減少をしている中で、人材不足が深刻であるということでございます。その中で、愛知県の最低賃金との格差ですね、そちらの方へ人材が流出していくというのがありますので、そこら辺についても格差を縮小させていきたいという思いは変わっておりません。

また、今回資料 7 に添付をされておりました連合三重の春季生活闘争の結果、加重平均にはなりますけれども、1.96%ということになっております。7 月の 3 日現在集約したものでございますが、この結果は、連合三重の傘下に集う組織内から集約したデータでございますので、集团的労使関係のある方の数字でございます。ですので、未組織、集团的労使関係のない所にも絶対に波及をさせていかなければいけないという思いは変わっておりません。

昨年も申し上げておりますが、10 月 1 日から消費税が上げてきたということの中で、食料品等については軽減税率が適用されておりますが、上がっていることには変わりはないので、そこらへんも加味をした中で審議を行っていききたい

と思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

(会 長)

ありがとうございました。

只今、代表の方からご意見を頂きました。他にご意見ございませんでしょうか。

ただいま頂きましたそれぞれのご意見を参考にしつつ我々公益側といたしましては、改めて皆様方には最終決着地点がいい方向で見出せるようにご協力をお願いしたいと思います。繰り返しになりますが、「三重県らしさ」にこだわって我々公益は進めてまいりますのでご理解を賜りたいと思います。

(2) その他（意見書について）

(会 長)

では、次の議題に移ります。

その他のことについて、事務局から説明をお願いします。

(指導官)

はい、最低賃金法第 25 条 5 項では「最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令に定めるところにより関係労働者及び関係使用者の意見を聞くものとする。」と規定されているところでございます。

第 2 回審議会開催直後に意見聴取の公示を行ったところ、期日までに 4 者の方から意見書のご提出が認められました。お手元の参考資料、赤のインデックスですが、後ろから 4 枚がその写しとなっております。

まず、一般社団法人三重県タクシー協会長様です。

「この度の新型コロナウイルス感染症の影響は、タクシー事業におきましても、極めて深刻であり、特に観光客の激減、各種イベント等の中止、テレワークの推進、外出の自粛要請などにより、協会会員会社のタクシーによる輸送人員、営業収入が約 7 割減、特に伊勢志摩においては約 8 割減という甚大な影響を受けております。

・ ・ (時間の都合で中略させていただきます) ・ ・

貴会におかれましては、タクシー業界の実情に一層のご理解を賜り、今回の最低賃金の引き上げにつき、慎重の上にも慎重にご審議いただきますよう、お願い申し上げます。」というものでございます。

次に、南勢ユニオン執行委員長様です。

「中央最低賃金審議会は 2020 年度の最低賃金について現行水準の維持が「適当」とする答申を出しました。当組合はこの答申に納得できません。現行水準は妥当どころか、到底暮らせない水準です。

・ ・ (時間の都合で中略させていただきます) ・ ・

最低賃金の引き上げには、中小企業への支援を抜本的に強めることが不可欠です。中小企業の賃上げ支援の国の予算を増額し、社会保険料の事業主負担分を減額するなどして賃上げを実現してください。」というものでございます。

次に、三重県労働組合総連合議長様です。

・（時間の都合で要旨説明させていただきます）・・・・・・

昨年の消費税引き上げにより厳しい状況にあった日本経済を、「新型コロナウイルス」禍が更に追い打ちをかけ日本経済は深刻な危機に直面しています。しかし現局面の経済悪化は、コロナ禍以前からの賃金低下、消費税引き上げなどによる個人消費の落ち込みが景気低迷の主要因です。

・（時間の都合で中略させていただきます）・・

今、求められているのは、最低賃金の大幅に引き上げと、中小企業への早急な直接支援策を行うことです。

さらに、労働者の雇用環境の改善、労働者の最低生活を守るうえで労働行政に従事する監督官等の増員と、機構拡充が強く求められています。

こうした状況を改善する立場から、下記事項について貴審議会に強く要請します。

記

1. 地域最低賃金額を直ちに 1,000 円以上に引き上げ、労働者の生計費原則に基づいた「全国一律最低賃金制度」を実現すること。
2. 専門部会を公開し、非正規労働者、あるいは最低賃金生活体験者自身が意見陳述を行う機会を設けること。
3. 最低賃金を引き上げ、地域間格差をなくすためのも、中小企業負担を軽減する直接支援を導入すること。中小企業とそこに働く労働者の社会保険料負担の軽減制度を検討すること。」というものでございます。

最後に、三重大学人文学部准教授 前田定孝様からです。

「最低賃金制度が三重大学においてどのように機能しているかについて、説明しておくことを通じて、その果たしている機能を示しつつ、その 1,500 円までの大幅なアップを求める。

・（時間の都合で中略させていただきます）・・

上記の最低賃金制度が果たしている役割に鑑みて、三重県においても最低賃金額 1,500 円の早期実現を求めるものである。

なお、付言すると、現在最低賃金額は、2019 年 10 月 1 日段階で愛知県が 926 円であるのに対して、三重県は 873 円と、50 円以上の差額を発生させている。この点、三重大学には、名古屋等の愛知県から通学する学生も存在することも、考慮されるべきである。このことは、アルバイト先についてもあえて愛知県内を選択するものであるとともに、さらには、就職先としても三重県を回避するインセンティブを付与するものである。

この点も、最低賃金額を決定する際に考慮していただきたい。」というものでございます。

詳細につきましては、お手元の資料でご確認いただければと思います。

よろしく申し上げます。

(会 長)

只今、ご説明がありましたとおり、4件の意見書を提出していただきました。

この4件につきまして、今後の審議を行うにあたり参考にさせていただくという形にさせていただきます。

それで、よろしいでしょうか。

では、今回の意見は、今後の賃金改定の審議に活かすということでご理解を賜ればと思います。

他に事務局何かございますでしょうか。

(室 長)

これから後、地域別最低賃金額の改定にあたりまして、ご審議をいただくものですが、前回は申し上げておりますが、10月1日の発効を目指すということで進んでおります。既に日程をお示しさせていただいておりますが、8月5日には答申をいただかなくてはなりません。

日程的にタイトになり、中賃の状況もこのようになり、なかなか難しい状況ではありますが、8月5日(水)に次回お願いしたいと考えております。

これで日程調整をお願いしたいのですが、いかかでございますでしょうか。

(会 長)

只今、事務局の方から次回の審議会の日程についての提案がございました。

この日は、地域別最低賃金改定の答申を行うこととなります。

8月5日(水)午前10時30分の開催予定としておりますが、如何でしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、第4回審議会を8月5日(水)午前10時30分から開催させていただきます。

事務局の方で、日時・場所等の再確認をお願いいたします。

(室 長)

次回の第4回本審は、8月5日(水)の午前10時30分から、場所は本会場ということでよろしくをお願いいたします。

(会 長)

はい、以上、本日予定をされておりました審議は以上でございます。

いよいよ8月5日、答申に向けて最終的な審議に移って頂くこととなります。

これから、梅雨もまもなくあけるでしょうし、その後、暑い日が続くのではなからうかなと思いますが、議論も非常に暑くなることが予想されます。繰り返しになりますが、我々公益といたしましては、良い結論が出るように皆様方のご協力を賜りながら、進めて参りたいと思いますので是非ご理解をお願いしておきます。

では、次の日程まで健康には十分留意を頂きまして5日にお集まり頂きますようお願いいたします。

以上を持ちまして令和 2 年度第 3 回三重地方最低賃金審議会を終了させていただきます。

ありがとうございました。

以上